

京都地方税機構旅費条例

平成21年8月19日
京都地方税機構条例第15号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第204条第3項の規定により、公務のために旅行する職員及びその他の者（以下「職員等」という。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費）

第2条 職員等に対し支給する旅費に関しては、他に条例に特別の定めがある場合を除くほか、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。